

第2回桃山公園指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

【会議名】

第2回桃山公園指定管理者候補者選定委員会

【開催日時】

令和3年7月13日（火）午後4時40分から午後5時40分まで

【開催場所】

吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
(1)募集要項及び選定指針等に係る審議
- 3 閉会

【配布資料】

- (資料1) 次第
- (資料2) 第1回桃山公園指定管理者候補者選定委員会 議事要旨
- (資料3) 第1回桃山公園指定管理者候補者選定委員会の主な意見と対応案
- (資料4) 桃山公園魅力向上事業公募設置等指針及び桃山公園指定管理者募集要項
- (資料5) 桃山公園管理運営業務仕様書
- (資料6) 桃山公園指定管理者候補者選定指針
- (資料7) 選定基準における評価項目（案）、様式集
- (資料8) 桃山公園指定管理者募集に係る参考資料一覧（案）

【出席委員】※順不同、敬称略

- 委員長：増田昇（LAまちづくり研究所 所長 / 大阪府立大学 名誉教授）
副委員長：澤木昌典（大阪大学 大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 都市環境
デザイン学領域 教授）
委員：梶木典子（神戸女子大学 家政学部 教授）
委員：上田萌子（大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 助教）
委員：大内将弘（近畿税理士会吹田支部税務支援対策委員会 委員/大内会計事務所 税理士）

【欠席委員】

なし。

【会議の公開・非公開】

非公開（吹田市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当するため）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第2回桃山公園指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。

委員のみなさま方には、6月18日の第1回選定委員会におきまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の選定委員会では、募集要項と選定指針に係るご審議をいただきたく存じますので、よろしくお願いたします。本日の委員会につきまして、過半数の委員のご出席により成立していることを報告します。

それでは、委員長、選定委員会の進行をよろしくお願いたします。

2 議 事

(1) 募集要項及び選定指針等に係る審議

委員長

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局から募集要項及び選定指針等の説明】

委員長

ありがとうございます。ただいま事務局から募集要項及び選定指針等に係る説明をいただきました。質問や意見をお聞きしたいと思います。募集要項について何か質問や意見はありますか。

委員

既存の遊戯ゾーンの取扱について、現状の施設も撤去しますか。

事務局

既存の遊戯ゾーンは、健康器具系施設が設置されており、健康器具系施設の更新は必須ですが、遊戯施設については任意提案に変更しています。

委員

遊戯施設を任意提案とした理由は何ですか。

事務局

魅力向上事業説明会の中で参加者から“遊戯ゾーンが戸建て住宅に隣接している。”、“春日大池に飛来する水鳥に影響があるのでは”という意見がありました。説明会での意見や景観・環境配慮を踏まえ、できるかぎり施設整備のボリュームを抑えることで自然環境への負荷を抑えたいという理由で遊戯施設を任意提案に変更しました。

委員

いかに若年層・子育て層を呼び込むかがまちの活性化の基となります。若年層の流入がないと限界集落に近い状態になります。千里ニュータウンではそこまで深刻な状態になっていないから危機感があまりないのですが、高齢化の進んだ他のニュータウンではどう若年層を受け入れるのかという意識を持っています。千里ニュータウンに住んでいる方はブランド化されて安心しているかもしれませんが、独立住宅のほとんどが滞留層で世代の入れ替わりがありません。その状況を考えた時に当初あった遊戯施設の新設といった子育て層への取組を住民の反対意見があったからという理由で変更するのは本当に良いのですか。

事務局

入口広場のパークセンターを含む収益施設の入口に簡易な情報コーナーを設置し、子育て層に対してイベントの開催やプログラムの提供等を検討しています。

委員

健康器具系施設だけ特定して良いのですか。若年層にとっても魅力的な公園になるようにするべきではありませんか。

事務局

自由な提案ができるような文言に修正します。

委員

ニュータウンは一時期に同世代が流入するものですから同じように年を取り、それがなかなか更新しないというのが非常に大きな課題となっています。高齢者が子どもの遊ぶ機会を排除するというのは短絡的です。高齢者が孫世代の園児と触れ合うことで保育園との共存を図るというケースがあります。遊戯施設を設置し、子どもが遊んでいるのを高齢者が見守るなどの共生ができる公園になってほしいです。

委員

子どもの声が騒音であり遊戯施設はいらないという意見が増えていますが、一方で子どもたちが遊具や素材を持って行って公園で遊ぶことで地域の人たちが集まるというケースもあります。パークセンターでの遊具や素材の貸出、遊びの指導など、ソフト面を充実させた方が遊戯施設を設置するよりも訴求力があると思うので、そのようなことを募集要項に記載した方が良いと思います。プレイリーダーがいるとなお良いです。

委員

ボーイスカウトで切った竹を使ってブランコやテントを作るという遊びがあるのですが、それが竹林管理をしている高齢者と子どもとのマッチングに繋がったケースがあります。桃山公園でもそのようなことが起こることを期待しています。

委員

子ども側から見ると近年、体験の貧困と言われており、高齢者と触れ合える機会を持つことにはメリットがあります。地域としてもそのような体験を通して子どもが育つことは良いことでありますし、遊び・体験等のソフトの部分の評価できるところがあると良いと思います。

委員

住民の反対があるから変更するのではなく、高齢者と若年層が共生できるような公園であってほしいです。

委員

新しい共生のあり方をといった表現をした方が良いと思います。子どもを排除する地域になる恐れがあります。

委員

遊戯ゾーンの定義を含めて修正してください。

もう一点、募集要項中に高質でハイセンスなカフェとありますが、今の若者はハイセンスという言葉を使いません。別の言葉に変えるのが良いと思います。

事務局

修正します。

委員長

他に質問や意見はありますか。

委員

選定基準評価項目には社会実験等により駐車台数を把握することとしていますが、募集要項には駐車台数の指定があります。社会実験を求める意味は何ですか。

事務局

市としては、環境負荷を抑えるために駐車台数をできるだけ少なくということを考えていまして、交通量調査等をして環境負荷を抑えた駐車台数を提案してくださいという意味で記載しました。

委員

30台以下と指定していますが、社会実験によってそれよりもさらに少ない台数を提案してもらうことを期待していますか。

委員

社会実験をしてから駐車台数を提案してもらいますか。

事務局

しっかり根拠や想定を踏まえた提案台数になっているかという意味で記載しています。

委員

基本的に協定を締結していない段階で社会実験をすることはできないと思います。

事務局

社会実験と表現すると強制感を与えてしまう恐れがあるので、柔らかい表現に修正します。

委員長

他に質問や意見はありますか。

委員

運営管理業務仕様書について、水辺や竹林の管理についての記載がありませんが、これから記載しますか。

事務局

竹林については樹林管理に含まれていますが、仕様書に記載されていないので記載します。水辺の管理についてもこれから記載します。

委員

今まで市が公園管理をする中で予算投入していなかったように思います。新たに予算投入するだけの価格を見積もっているのかどうか。通常、既存樹林の管理費の予算取りをしていないところが多いです。倒木への対応などは行いますが、樹木を保育管理するための剪定はほとんどされていない。水辺の面で言うと、日常的な水質管理もほとんどされていないのですが、今回の募集でそこまで求めますか。日常管理をしようとしたら結構な予算になります。

事務局

樹林管理については、何もしていないのが現状ですが、応募者には企業努力の範囲内でやっていただきたいと考えています。水辺の管理についても、高望みにはなりますが、やっていただけたらと考えています。

委員

水辺の管理は結構な予算を見る必要があります。淀川のホテイアオイを除去する場合、1つの湾処で除去費用が数百万円にも上ります。

委員長

他に質問や意見はありますか。

委員

駐車場は有料になりますか。有料の場合、事業者は市に使用料を納付しますか。

事務局

有料になります。設置管理許可に係る使用料を納付してもらいます。

委員

駐車場も使用料を市に納付して事業者が経営するのですよね。最低金額の記載はありますか。

事務局

駐車場は公募対象公園施設ですのでそのとおりです。使用料の最低金額は募集要項に記載していて、最低金額以上の使用料を提案してもらいます。

委員

30 台以下の駐車場台数ということは近隣だけを想定しているように見え、こじんまりとしたカフェ等、提案内容がだいぶ縛られるように思います。そこに設備投資をする魅力があるのか等、駐車台数の制限は大きく影響すると思います。

事務局

環境負荷が少ないものを求めますので規模が縮小したものになる可能性があります。

委員

当初の図から離れているのを感じます。

委員

駐車場を 30 台整備するとラクウショウの木は何割ぐらい残りますか。

事務局

30 本程度を伐採し、2 / 3 程度は残ると想定しています。バランスのある提案をしてもらうために収益施設の規模はあえて記載していません。

委員

どのバランスを取るのかが難しいです、30 台がそのあたりの目安となりますか。

事務局

30 台を当初の規模として考えていますが、応募者の工夫により、より少ない台数で高質な提案をしてもらえるのならそちらの方が良いです。

委員

駐車場台数について、利用者の状況等を鑑みて、後から 10 台から 20 台に増やすことは可能ですか。

事務局

制度上はできます。

委員

千里南公園の駐車場は何台ですか。利用状況はどうですか。

事務局

49 台です。土日は満車が多く、警察から指摘されています。

駐車場の台数の根拠について、市が管理している都市公園の駐車場の平均駐車台数が 1 ha あたり 5 台なので、6 ha の桃山公園は 30 台に設定しています。

渋滞の懸念もありますが、指定管理者が対処します。

委員

事前に警察協議はしていますか。新御堂筋の側道は渋滞が起きる場所なのでそこに出入口を設置するのは大胆だなと思います。

委員

警察は新御堂筋の側道に出入口を設置することに反対していますか。

事務局

具体的な協議はこれからですが、現時点では不可能であるという回答がなかったと認識しています。また、交差点からの距離、バス停からの距離等の設置基準の原則から考えると可能であると認識しています。

委員

警察協議次第では提案内容の変更を求められることがありますか。

事務局

可能性としてあります。

委員

そのことを募集要項に記載した方が良いと思います。

事務局

修正します。

委員長

他に質問や意見はありますか。

委員

選定基準のところに公園全体で賑わい創出とありますが、賑わいはどういう意味ですか。

事務局

満足度が高いという意味です。人が多ければ良いというものではありません。桃山公園なりの賑わいです。

委員

静かに憩うが桃山公園のイメージに近いと思いますし、賑わいよりも満足度が上がるという表現が良いと思います。

委員

各施設が独立せず一体感・調和を保つのが主旨ですか、それとも賑わいを創出するのが主旨ですか。

事務局

調和が主旨です。

委員

各施設が独立することなく賑わい創出に寄与するというのは論理的におかしなことです。各施設が独立することなく相乗効果を発揮する。全体としての目標に合致するようになどの表現ならまだわかりますが、そこから賑わいに繋がらないと思います。

事務局

修正します。

委員

評価基準に記載されていることは募集要項に記載されていますか。

事務局

募集要項あつての評価基準・様式なのでそこが逆転しないようにチェックします。

委員長

江坂で議論した評価の方法については、共通なので同様の対応をお願いします。

委員

募集要項1－4ページに桃山台スポーツグラウンドと相互利用の記載がありますが、それについての提案はありますか。

委員

この文言の意図は、春日大池を埋め立ててテニスコートを設置してほしいなどの意見が出ないようにするためのもの、桃山公園はスポーツ施設の整備をしないというものであると解釈しています。

委員

利用分担してくださいという意味ですか。相互利用できるように施設を設置してくださいと解釈しました。

委員

桃山台スポーツグラウンドで運動した人に休憩してもらうために桃山公園に誘導するものでもないのですか。

委員

公園整備をするとなると多くのスポーツクラブ・団体からスポーツ施設を設置してほしいという要望が来るので、それを排除するための文言だと思います。事務局の見解はどうですか。

事務局

相互利用するために何か設置するというものではないという意味で記載しています。

委員長

他に質問や意見はありますか。

委員

利便増進施設の提案があった場合は、様式Ⅱ－11に記入してもらいますか。

事務局

様式Ⅱ－11に記入してもらいます。

委員長

今日出た意見を募集要項に記載するもの、現場説明会で説明するものに分けた方がよいと思います。例えば、駐車場の出入口に係る警察協議について、密な協議が必要で場合によっては提案内容が変更になることを現場説明会で説明するのが適当な内容なのかもしれません。

駅前広場について、期待しますという文言ではなく、今後の整備の参考にしたいのでできれば提案いただけるとありがたいという丁寧な表現にした方が良いと思います。

委員

応募者が1者でも審査しますか。

事務局

1者でも審査します。

委員

応募者が1者のみで、全体としては60点以上ですが、一部の項目が60点未満の場合、協定締結までの協議で内容を詰めますか。

事務局

市としてのルールはありませんが、選定委員会の中で附帯意見を付けていただき、それを基に候補者と協議します。

委員長

これでよろしいですか。委員会内で出た意見への対応については、委員長と事務局に一任し、各委員に修正内容についての了解が得られてから公開するという手続きでよろしいですか。

事務局

委員長に修正案を確認していただき、各委員に了承を得た後、公表します。

委員長

ありがとうございます。桃山公園の選定委員会はこれで終了したいと思います。

事務局

ありがとうございました。